

# 振動規制法に基づく地域指定

振動規制法に基づく地域指定、および規制基準が昭和五十四年四月一日から山梨県内にも適用されることになりました。

この法律の目的は、都市における住宅と工場の混在、工場等の機械施設の大型化、建設工事の増加、モーターリゼーションの進行等、振動公害発生要因の増加する現状に対処するために工場、事業場および建設作業において発生する振動あるいは道路交通振動を防止することによって生活環境を保全し住民の健康を保護しようとするものです。法の規制の対象となる振動の種類、届出を必要とする施設等は、次のとおりであります。

## 1 振動の種類

- (1) 工場振動  
工場、事業場に設置される機械等に原因する振動
- (2) 建設作業振動  
土木工事その他の建設作業に伴う振動
- (3) 道路振動  
自動車や道路を通行することに伴う振動

## 水田利用再編対策(転作) 申し込み受付

来たる5月10日まで、さらに水田利用再編対策の申し出を受付けております。

すでに多くの皆さまから申し出をいただいておりますが、これから転作をしたい方、増やしたい方は4月10日までの第1回のとりまとめと同様に市役所産業課各出張所および農協に備えつけてある用紙によって申し出てください。

また、本年より大豆、小豆、馬鈴薯が農業共済の対象作物となりましたので安心して転作ができるようになりました。わからない点がありましたら(内線269)までお問い合わせください。産業課農林係

工場又は事業場に設置される施設のうち著しい振動を発生する施設

表1 特定施設

番号	特定施設	規模
1	金属加工機械 イ、液圧プレス(矯正プレスを除く。)	原動機の定格出力が1キロワット以上であること。
	ロ、機械プレス	
	ハ、せん断機	
	ニ、鍛造機	
2	ホ、ワイヤーフォーミングマシン	原動機の定格出力が3.7キロワット以上であること。
	圧縮機	原動機の定格出力が7.5キロワット以上であること。
3	土石用又は鉋物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機	原動機の定格出力が7.5キロワット以上であること。
4	織機(原動機を用いるものに限る。)	
5	コンクリートブロックマシン並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械)	原動機の定格出力の合計がコンクリートブロックマシンにあっては2.95キロワット以上、その他は合計10キロワット以上であること。
6	木材加工機 イ、ドラムパーカー	原動機の定格出力が2.2キロワット以上であること。
	ロ、チップパー	
7	印刷機械	原動機の定格出力が2.2キロワット以上であること。
8	ゴム練用又は合成樹脂用のローラー機	カレンジャーロール機以外のもので、原動機の定格出力が30キロワット以上であること。
9	合成樹脂用射出成形機	
10	鋳型造型機(ジョルト式のものに限る。)	

設であつて、表1に定められているものです。  
(2) 特定建設作業  
建設工事として行われる作業であつて、表2に定められているものです。  
3 地域の指定  
「振動規制法」による規制地域は、知事の告示で指定されています。この指定地域は、振動規制の程度に応じて、つぎに示す区分原則に基づいて、各種区域に区分されており、それぞれ異なる規制を受けるとなります。指定地域内に特定施設を設置する者および特定建設作業を行う者は、法規制の対象であつて、周辺への振動対

表2 特定建設作業

番号	特定建設作業
1	くい打機(もんけん及び圧入式くい打機を除く。) くい抜機(油圧式くい抜機を除く。) 又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。) を使用する作業
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
3	舗装版破碎機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る二地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。)
4	ブレーカー(手持式ものを除く。) を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る二地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。)

策には常に留意し、公害防止に務めなければなりません。  
なお、指定地域および区域区分を示す図面は、市役所、保健環境課に備えてありますので、いつでも見ることが出来ます。詳細については、保健環境課 ☎ 三一一一 一四二五六へ連絡ください。